議長(竹島ユリ子君) 竹島貴行君。

5番(竹島貴行君) 5番竹島貴行です。

今議会、最後の定例議会で一般質問をさせていただくに当たり、この4年間、ご支援 いただきました住民の皆様、そしてご指導いただきました職員の皆様、また、私心を捨 て、公的立場で村のあるべき姿を語り合った同志に感謝します。

それでは、通告しております質問をさせていただきます。

まず、第1問目といたしまして、福祉についてであります。

「福祉」という言葉は、一般的な言葉としてよく使われますが、言葉の意味は奥深いものがあると私は数十年間考えてきました。しかし、同じ言葉でも、人それぞれに考え方や解釈の仕方が異なることもよくあり、単に見える視点や考える観点が異なるため、表現の仕方も違うことから、疑心暗鬼や誤解も生じたりします。それを解消するため議論する必要が生まれ、協議を重ね、すり合わせた結果、思いが同じであったということが往々にしてあります。その結果がお互いを理解することにつながり、共通の認識を見出すことになります。

自治体においても、そのような認識が独自の政策に結びつき、地域の実情に合った福祉を実現することになると考えます。そこで、村長が考えられる福祉とは何か。村の福祉を主導する立場として、見解をお聞きしたいと思います

次に、議会に関する質問であります。

今議会が幕を閉じるに当たり、我々は議会の責任について内部で討議してきました。 議会については立場の違いにより、いろいろな見方や評価があることは十分に承知して おりますが、昨今、「地方自治の危機」という言葉をよく耳にするようになりました。議 会も住民の皆さんに信頼され、必要とされる組織として構築していく必要性を一議員と して痛感しますが、そのためには、いろいろな意見を聞くことも大切なことと認識しま す。

そこで、対極にある村長のご意見をお聞きしたいと思います。二元代表制という対極から見て、今の議会は機能してきたのかどうか、村長の評価をお聞きしたいと思います。

2番目としまして、村長は議会の役割について、どうあるべきと考えられているか、 村長のご見識からご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上であります。

議長(竹島ユリ子君) 村長 金森勝雄君。

村長(金森勝雄君) それでは、竹島貴行議員のご質問にお答えいたします。

まず、福祉のことでございますけれども、ご承知かと思いますが、福祉とは、広義で福利、幸福をあらわし、また、社会通念上は社会福祉と同義に使われ、社会全体の幸福、繁栄を意味しております。 2 1世紀は福祉、いわゆる少子高齢化対策の問題と環境(地球規模の温暖化対策)あるいはCO2の排出基準、規制というものが大きなテーマとなっていることを認識しているわけでございます。

また、社会福祉を大別いたしますと、児童福祉や障害者福祉、高齢者福祉の3分野に分類されております。近年、日本の人口構造は少子化と高齢化の進展が顕著になり、少子高齢化対策が国の社会保障制度の中で大きな課題となっていることはご承知のとおりと思います。

このことからも、舟橋村でも、この少子高齢化に対応する重要施策といたしましては、 児童福祉、高齢者福祉にかかわる施策の充実を図って今日まで取り組んでいるところで ございます。

1つには、児童福祉の分野を申し上げますと、保育所のハード、ソフトの両面から対応する施策といたしましては、ハード面として、平成21年度には園庭及び保育室の改修を行い、子どもたちが伸び伸びと活動でき、温かでくつろぎの場となるよう保育環境の改善に努めたところであります。また、平成23年度の入所児童数は130人となり、保育室内部の改修を今年度実施いたしまして、保育室を1カ所増設いたします。

また、ソフト面では、0・1歳の未満児の入所や、保育士の個別支援が必要とされる 入所児が増えたこと、さらに乳児増に対応するため、平成23年度に看護師を配置いた します。看護師の配置により、保育士との連携を密にいたしまして、児童の健康管理、 感染症の予防や発達障害の支援のほか、保護者との相談・助言を行い、支援体制の充実 を図ってまいりたいと思っているわけでございます。

さらに、保育士の採用に当たりましても、臨時議会でもご指摘がございました。途中 入所児を年度当初から見込んで、舟橋の子どもたちはすべて保育に当たるということを モットーにいたしまして、その職員の配置を行ってきているところでございます。また、 保育士の資質向上を図るため、外部から講師を招くなど、職員全体で保育に関する知識 を深めているところでございます。

さらには、地域のボランティアグループの方々や個人のボランティアの皆さんのお力添えを得て、地域全体で子どもたちを守り育てる「舟橋らしい保育」を目指し、保育サ

ビスの充実に努めているところであります。

次に、医療費助成でございますが、未就学児まで医療費の助成を、平成22年度からは小学6年生までの入院、通院医療費の助成を拡大いたしまして、児童の健全育成や保護者の経済的負担の軽減を図っているところであります。

高齢者福祉の分野では、平成12年の介護保険制度の施行に伴い、舟橋村デイサービスセンターを開設いたしました。平成21年度からは、定員を25名から30名に増やし、利用される在宅の要介護老人、寝たきり老人、身体障害者等の方々の日常生活の支援と、ノーマライゼーションのもとに、社会的孤立感の解消、身体的、精神的負担の軽減を図って、本人はもとより家族の福祉の向上に努めております。

また、特別養護老人ホーム「ふなはし荘」は、舟橋村、立山町、上市町の広域によります社会福祉法人中新川福祉会を平成12年10月に設立いたしまして、平成13年10月には、定員50床、ショートステイ20床の施設で事業を開始、その後、利用者の増加に対応するため、平成18年4月にはユニット型30床を増床いたしたのであります。施設の開設に当たっては、利用者の方にはできるだけ自宅に近い生活環境を提供することとし、施設サービスが必要な方には適切なサービスが提供できる体制に留意するとともに、広域的視野に立って整備してまいりました。

平成22年度では、高齢者の日常生活の支援と、安全で安心な生活の確保を目的に、65歳以上の方が運転免許証を自主返納されたときには、交通費や通院費を支援する制度を開始したところであります。

このように舟橋村では、村民の皆さんの福祉向上のため種々の施策に取り組み、安全・ 安心の村づくりに努めているところであります。こういったことも十分ご理解いただけ るものと思っております。

さて、議員ご承知のとおり、今年度スタートいたします第4次総合計画並びに福祉の 分野にかかわる障害福祉計画、高齢者福祉計画を策定いたしますので、年次計画のもと に関係するそれぞれの事業内容等を十分検討いたしまして、舟橋村にふさわしい施策づ くりに努めてまいる所存であります。何とぞご理解を賜りたいと思います。

次に、議会のあり方だと私は思っているわけでございますが、必要性についての質問でございますけれども、ダブるかと思いますが、一応申し上げて、その後に私見的なものを申し上げたいと思います。

申すまでもなく、地方自治体は、法に基づき首長と議会議員をともに住民が直接選挙

で選ぶという制度になっております。これはいわゆる二元代表制というものであります。 二元代表制の特徴は、首長と議会がともに住民を代表するところにあります。ともに住 民を代表する首長と議会がある種の緊張関係を保ちながら、地方自治体運営の基本的な 方針を決定し、議会はその執行を監視し、また積極的に政策提案を行うことで、政策形 成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の姿であると理解しているところでありま す。

地区推薦を受けて立候補される方が多い舟橋村の議会においては、議員がその地区住民の代表者でもあると思っております。このことから、議員各位におかれましては、村政全体を考えることもさることながら、推薦を受けられた地域住民の意見や要望をいかにして村政に反映させるかが重要な課題であると考えております。

さらに、議員は地域に出向かれて、地域住民の声に耳を傾け、自治会組織と連携されて、地域の発展に貢献する、いわゆる地域に根差した議員活動を展開されることが肝要であると考えております。

また、二元代表制においては、首長が独任制であります。議会は複数の代表で構成された合議制の機関であります。したがいまして、議会ではその審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程においてさまざまな意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら、議員の集合体である議会としての合意形成をしていくことが大変大切なことであると考えております。さまざまな場面で議員同士が十分議論を交わしていただき、合意した意見を村政に反映するため提案していただくことを期待するものであります。行政と議会がお互いに切磋琢磨してよりよい舟橋村を創造していくため、今後とも議会の活発な議論とご提言を期待するわけでございます。

そこで、現在どのような形かといいますと、皆さんは一生懸命いろんな課題を一般質問等で発言されているわけでございます。私なりに思いますと、それを一人一人の質問のようにとらえているわけでございます。先ほど申し上げたように、私は皆さん方との合意形成というものが一番大切だと思っております。議会を改革、あるいは盛んに新聞紙上で言われているのは、住民無視で議会が成り立たないということははっきりしているわけです。

まず1つは、名古屋市の河村市長の話でございますけれども、あの方は、立候補の決意あるいは公約の中に住民税の減税を主張されたわけです。ところが議会は反対された。 反対する理由として、議員が市民の声を聞いたのか、多数決をもってそれに反対した。 次に河村市長は議員の報酬を半額にすると提案されました。それも数をもって反対されました。しかし、それも市民の意見だったのか、声だったのか。河村さんは市議会解散の直接請求をしました。その結果、河村さんももちろん辞任されて、再度立候補されて当選されたわけですが、そのように、住民というものをいかに大切にし、そしてそれを村の行政に反映させるか。そういった激論こそ私は大切だと思っております。

でありますので、私は消極論を言うかもしれませんが、全員協議会の場において、あまりにも細かく話をされるということは、私は他の市町村ではないと思います。やはりそれは議員活動で、皆さん方が報酬をもらっておいでになるわけですから、堂々と役場へ来られまして、調べればいいと私は思っているわけです。これからの舟橋村、議会がどうあるべきかということをきちんと明確に議論されるのが私は議会の立場だと思っています。私的な話でなく、公の前で堂々と議論を闘わせる、それこそ私は二元代表制の議会と当局のあり方だと思っております。

ですから、もう1つ言いますけれども、昨年小矢部市でやりましたけれども、議会基本条例、要するに私と議員の皆さんは向かい合って、私はあちらにいるのに議員さんは質問されるときは、前を見て議員さんのところを見ているんですね。対等に行っている。要するに党首討論みたいもので一問一答方式ですね。そのかわり質問された場合に、私も反論できる、そういうやり方です。そうすると内容が生きてきます。議員提案ですから、そういった形は議会の皆さん方の合意がないとできないわけです。

それからまた、通年制ですね。私の村にはサラリーマンの人が多い。そういった方々が議会に参画される、あるいはまた村民が議会を傍聴できる、そういう機会をつくることも皆さん方の力だと私は思っています。そのように切磋琢磨していく。お互いにあすの舟橋村、そうした気持ちに立って一生懸命やるのがそれぞれの立場を代表する者だと、私はそのように理解しています。

今後とも、皆さん方の忌憚のないご意見を賜って、そういったあるべき姿に向かって いこうじゃありませんか。

以上をもって、私の答弁にかえさせていただきます。

議長(竹島ユリ子君) 竹島貴行君。

5番(竹島貴行君) 今ほど村長からわかりやすい答弁、ご見解をいただきましてありがとうございます。

福祉についてでありますが、私の考える福祉を端的に表現させていただくとすれば、

それは人が生きるため、そして生きていくための社会が担う支援行為であると思っています。村に住んでいらっしゃるいろいろな人たちを人的資源ととらえ、連携を図り、住 民協働型福祉の実現を目指すことが村が進むべき方向であるかと考えています。

今議会で資料として示されました舟橋村総合基本構想の中で、住民の皆さんへのアン ケート結果が載せられています。

その中で、住民の皆さんが村に望む将来像として、「福祉、保健、医療が整備された村」というのが50.3%と半数を超え、次いで「交通事故や犯罪、災害の少ない村」「子育て、教育環境の充実した村」「自然環境に恵まれた田園景観の美しい村」、そして「道路、上下水道など生活基盤が整備された村」と続いているという解説がされていました。

このアンケートは、事前に回答メニューが用意された選択形式のものと推測しますが、 それでも住民の皆さんが選択したのは、福祉と保健、医療でした。まさに生きることに 直結するメニューです。「福祉」という漢字の「福」と「祉」は、幸せや豊かさを意味し ますが、広い意味での福祉は、幸福、安寧を指します。村の将来を想定した総合計画を 実現するため、具体的福祉戦略を立て計画的に実行されるようよろしくお願いしたいと 思います。

次に、議会についてでありますが、高所からご見解を述べていただきましたこと、ありがたく思います。私に対する叱責、ご指導も中に含んでおったと自分なりに反省すべき点もあり、参考にさせていただきたいと思います。

今の議会では、村長提出議案について、これまで100%原案どおり可決されてきました。これは首長の立場を否定する話ではなく、議会任期最後の定例会となった今、我々議会側自らの問題として議会を総括し、次の新しい議会へ引き継ぐ責任を私は感じています。

それは、議員それぞれが住民の皆さんから負託された議会を討議の場としてどれだけ機能させてきたかを省みなければならないということです。独任制の立場である首長と合議体である議会は、二元代表制の観点から互いに村の発展を考えて牽制し合い、緊張感のある関係を維持すべきであります。

議会が首長との緊張関係を放棄して首長の追認機関と成り下がれば、二元代表制の意味合いがなくなって、議会不要論が台頭します。それは、地方自治の危機でもあり、議員の責任放棄につながります。舟橋村議会の危機を放置するわけにはいきません。

議員には、公私混同することなく、大局的に議案を精査するため、議員同士が討議姿

勢を共有し、合議体として議会の結論を導き出す責務があると私は考えています。その 思いを同志の議員と共有し、新たな議会へたすきをつなぎたいと考えています。

村長には、議会の対極として、議会とよい緊張関係を保ちつつ、議会の発展にご協力 いただき、将来の理想的なむらづくりのため精進していただくことを願い、私の議会で の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。